

○中国地方整備局告示第31号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成22年3月1日

中国地方整備局長 福田 功

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 一級河川日野川水系友広谷川砂防堰堤工事

第3 起業地

1 収用の部分 鳥取県日野郡日南町大字中石見字大塔尻り、字兜山、字兜山脇、及び字大塔地内

2 使用の部分 鳥取県日野郡日南町大字中石見字兜山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県日野郡日南町大字中石見地内の区域（以下「本件区域」という。）における一級河川日野川水系友広谷川砂防堰堤工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第2条の規定により平成19年12月21日付け国土交通省告示第1670号において砂防指定地の指定を受けており、同法第5条の規定により鳥取県知事は、本件区域における砂防設備の工事を施行する責任があることから、起業者である鳥取県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

友広谷川（以下「本溪流」という。）は、鳥取県南西部の鳥取県日野郡日南町大字中石見地内に位置し、標高1,112mの大倉山の南山麓を水源とし、北北西に流下する一級河川石見川を経て一級河川日野川水系日野川に合流する延長1.2km、流域面積0.39km²の溪流である。その下流域は、人家が連たんするほか、耕地として農作物の生産活動に利用されており、最下流部付近では、主要地方道新見日南線やJR伯備線が走る地域である。

本溪流は溪床勾配が下流部で1/8、上流部では1/4と極めて急峻であり、土石流危険溪流に位置づけられている。地質についても、地域全体が花崗岩から成りたっており、風化・浸食に対して非常に弱い特性を有している。加えて、斜面部は土砂化した風化花崗岩、崖錐層によって覆われ、集中豪雨時には土石流となって流出する危険度が高い状態にある。平成18年7月の梅雨前線豪雨では、鳥取県西部地域を中心に多くの土砂災害が発生し、住居浸水96箇所や国道180号、181号の通行止め11箇所などの被害をもたらした。今後も局地的な集中豪雨の発生が懸念されており、本

渓流域も土砂災害の発生が危惧されている。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件区域に砂防堰堤 1 基を整備することにより、豪雨により発生する流出土砂量及び流出流木量を捕捉及び抑制することを目的とした事業である。本件事業による砂防設備の完成により、豪雨時における土石流の抑止が可能となり、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全が図られるものと認められる。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が既存文献等を元に確認したところ、本件事業地周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年条例第 51 号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、日南町教育委員会に本件区域内には存在しないことを確認している。

さらに施工にあたっては、低騒音・排出ガス対策型の建設機械を使用すること等により地域住民の生活環境に配慮するとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止し、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全を図ることを目的として砂防堰堤を整備する事業であり、本件事業の事業計画は国土交通省河川砂防技術基準（平成 16 年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防堰堤の位置については、申請案である中流案のほか、支溪流との合流点直下に設置する最上流案と可能な限り下流に設置する最下流案について検討が行われている。

申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、堰堤基礎部、袖部ともに地盤が強固であり、使用するコンクリート量が最も少なく施工性及び安全性に優れること、事業費が最も廉価であり経済性に優れること、取得面積が最も少なくなること等の理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、友広谷川の下流域は、家屋や農地が存しており、主要地方道等が通過しているにもかかわらず、豪雨時には土石流等による災害が発生するおそれがあることから、できるだけ早期に砂防設備の整備を行う必要があると認められる。

また、地元住民から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県日野郡日南町役場